

## 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定) (抄)

### 第 2 公的統計の整備に関する事項

#### 3 人口・社会、労働関連統計の整備

##### (4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

関係府省は、企業活動の変化や働き方の多様化等を分析するための関連統計について、近年増加を続けている非正規雇用の実態や労働市場の実態を把握するため、有期雇用契約期間や実労働時間のより適切な把握のための調査事項を追加するなどの取組を行っている。

しかしながら、「日本再興戦略」に基づき、雇用維持型から労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組が進められており、また、ILOにおいて、失業者等の概念・定義の見直しが進められていることから、このような変化に対応した統計の発展・充実を図る必要性が一層高まっている。また、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるため、関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しも求められている。

このため、労働統計については、同一企業内における雇用形態の転換のよりの確な把握についての検討とともに、国際基準の見直しへの対応や非正規雇用の実態等をよりの確に捉える労働者区分の整理・見直しなどの取組を推進する。

#### 別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策

##### 「第 2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 人口・社会、労働関連統計の整備  (4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。	総務省	平成28年度末までに結論を得る。